

青森県報

第千九百十四号

平成十三年八月二十九日(水曜日)

目次

告示

- 新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………(市) 振興町 課 …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高) 高年齢福祉 課 …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 二
- 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁) 漁港漁場 整備 課 …… 二
- 右 同……………(同) …… 三
- 新規土地改良事業施行の認可……………(農) 農村整備課 …… 四
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) …… 四
- 右 同……………(同) …… 四
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(む) 土木事務所 …… 四

公告

告示

青森県告示第四百八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、今別町長から今別町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確

認し、この土地を今別町大字奥平部字奥村元に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十三年八月二十九日

青森県知事 木村守男

東津軽郡今別町大字奥平部字奥村元九五五の一に隣接する公有水面埋立地 三〇〇・〇〇平方メートル

青森県告示第四百九十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年八月二十九日

青森県知事 木村守男

指定居宅サービス事業者	名称	居宅サービス事業所	指 定 日
名称 氏名 又 主たる事務 所 住所 所在地	名称	居宅サ ー ビ ス の 種 類	
医療法人仙 知会	中津軽郡岩木 町大字高屋字 本宮四八〇の 四	痴呆対応 型共同生活 介護	平 成 一 三 ・ 八 ・ 一
	グループホ ームさくら	弘前市大字高 杉字五反田一 七三の七	

東京商事株式会社	青森市東造道三丁目五の一	福祉用具貸与	東京商事株式会社	青森市東造道三丁目五の一	〃
有限会社アットホーム	青森市大字筒井字八ツ橋三七三の七九	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム青空俱樂部	青森市大字筒井字桜川二〇九の四	〃
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐字石田一二一	痴呆対応型共同生活介護	グループホームふれあい	弘前市大字独狐字石田一七二の一	〃

青森県告示第四百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十三年八月二十九日

青森県知事 木村守男

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	所在地	指定期間
医療法人三良会	青森市新町二丁目二の二二	青い海公園クリニック	青森市安方二丁目一〇三の二二	平成一三年・八・一	
医療法人慶成会	弘前市大字西川岸町六の一	訪問看護ステーションすごう	弘前市大字北川端町五	〃	
社会福祉法人同仁会	三沢市大字三沢字林代平一六の三〇九七	介護老人保健施設やすらぎ苑	三沢市大字三沢字林代平一六の三〇九七	〃	
株式会社コムスン	東京都港区六本木四の八の五	株式会社コムスン八戸ケアセンター	八戸市大字白銀〇の右岩淵通二	〃	

有限会社上十三ケア・サポート	十和田市西四番町三番一号	上十三ケア・サポート居宅介護支援事業所	十和田市西四番町三番一号	一三・八・六
----------------	--------------	---------------------	--------------	--------

青森県告示第四百九十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年八月十三日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、今別町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十三年八月二十九日

青森県知事 木村守男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一及び九二地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台（北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇度三三分五五秒）から二三八度一五分二〇四・五メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八〇度〇二分二六・六二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二五八度三九分一〇・六二メートルの地点

④の地点 ③の地点から〇度三九分〇・五七メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から二六八度四三分六〇・三四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二六九度五六分四・二七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から〇度〇二分二九・五五メートルの地点

3 面積

二、一五三・八九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一及び九二地先公有水面

2 区域

次のAの地点からCの地点までを順次直線で結んだ線及びAの地点とCの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台(北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇度三三分五五秒) から二四〇度二分一七七・〇九メートルの地点

Bの地点 Aの地点から一八〇度〇二分四二・五八メートルの地点

Cの地点 Bの地点から二五八度三九分三一・〇二メートルの地点

Dの地点 Cの地点から〇度三九分〇・五七メートルの地点

Eの地点 Dの地点から二六八度四三分六〇・三四メートルの地点

Fの地点 Eの地点から二六九度五六分二四・二七メートルの地点

Gの地点 Fの地点から〇度〇二分四九・五九メートルの地点

3 面積

五、五三六・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第四百九十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十三年八月十三日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月二十九日

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町長 小坂 郁夫

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び二二九の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からEの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とEの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 県③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二五七度一七分五二・六四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一六七度一七分三一・〇〇メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一二二度一七分五・〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から七八度三分四九・一二メートルの地点

3 面積

一、八九〇・〇五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び二二九の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からEの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とEの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 県③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二五七度一七分五二・六四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一六七度一七分三二・〇〇メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一二二度一七分五・〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から七八度三分四九・一二メートルの地点

3 面積

- 四 埋立地の用途
漁港施設用地
- 一、八九〇・〇五平方メートル

公 告

新規土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、五所川原市南部土地改良区が新たに行う次の土地改良事業の施行を平成十三年八月二十一日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十三年八月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 野岸

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、横手堰地区の県営土地改良事業（かんがい排水）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年八月三十日から同年九月二十七日まで
- 三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大川平地区の県営土地改良事業（ため池等整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年八月三十日から同年九月二十七日まで
- 三 縦覧の場所
今別町役場

出 先 機 関

むつ土木事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月二十九日

むつ土木事務所長 小田部 幸 夫

むつ市苦生町二三八の二 及び二三八の二地先外 (国有財産)		位 置
ル四六・四六メートル	ル四五・六八メートル	延 長
ル六・〇五メートル	ル六・一〇メートル	幅 員
平成二三・七三		指 定 年 月 日